

浜松市公告第934号

浜松市の発注する浜松医療センター新病院整備事業設計協力業務委託について、下記のとおりプロポーザルを実施し、施工予定者を特定するので、浜松医療センター新病院整備事業施工予定者選定プロポーザル実施要領第3条の規定に基づき公告する。

平成30年10月5日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 本プロポーザルの目的

本市では、浜松医療センター新病院整備事業の実施において、工事施工者の優れた施工技術と豊富な経験に基づいた病院建設の実績を本市及び実施設計受託者と協同して実施設計に反映させる技術提案・交渉方式「技術協力・施工タイプ」（以下「ECI方式」という。）を採用する。そのため、本方式における設計協力業務を委託する先として最適な事業者（施工予定者）を選定することを目的として本プロポーザルを実施する。

2 予定業務概要

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 業務委託名 | 平成30年度
浜松医療センター新病院整備事業設計協力業務委託 |
| (2) 業務委託の場所 | 浜松市中区佐鳴台五丁目及び富塚町地内 |
| (3) 業務内容 | 別紙「設計協力業務委託仕様書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約の日の翌日から平成32年7月31日まで |
| (5) 委託限度額 | 8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |

3 担当部署

浜松市健康福祉部病院管理課 〒432-8580 浜松市中区富塚町328番地
(浜松医療センター南館3階)
電 話：053-451-2772
FAX：053-451-2773
メールアドレス：byouin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は単体企業であって、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 単体企業又は共同企業体の代表構成員として平成15年以降に完成した一般病床300床以上かつ延べ面積25,000㎡以上(増築にあつては当該対象部分の面積を対象とする。)で基礎免震構造を採用した病院の新築・改築・増築の建設工事を受託し、かつ、完成させた実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (5) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱又は浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。
- (6) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

- (1) 浜松医療センター新病院整備事業施工予定者選定委員会の委員及びその 3 親等以内の親族（以下「委員等」という。）を本業務の担当者とする者
- (2) 委員等が役員等をしている営利組織
- (3) 本件工事の設計業務等の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。なお、当該受託者とは、久米・竹下設計等特定共同企業体である。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

6 スケジュール（予定）

本プロポーザルのスケジュールは下記のとおりとする。

区 分	期日又は期間
公告	平成 30 年 10 月 5 日（金）
参加意向申出書及び 提案書（一次審査用）の受付	平成 30 年 10 月 9 日（火）～平成 30 年 11 月 1 日（木）
質問受付	平成 30 年 10 月 9 日（火）～平成 30 年 12 月 14 日（金）
参加資格確認結果の通知	平成 30 年 11 月 9 日（金）
一次審査の結果及び 提案提出要請の通知	平成 30 年 11 月 9 日（金）
提案書（二次審査用）の提出	平成 30 年 12 月 25 日（火）
技術対話	平成 31 年 1 月中旬
技術対話結果の通知	平成 31 年 2 月上旬
改善提案書の提出	平成 31 年 2 月 12 日（火）
プレゼンテーション及び ヒアリング	平成 31 年 2 月下旬
施工予定者の特定結果の通知	平成 31 年 3 月上旬

7 応募手続き

(1) 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意向申出書を提出すること。

ア 提出期間 平成 30 年 10 月 9 日（火）から平成 30 年 11 月 1 日（木）まで（浜松市の休日を定める条例（平成元年 12 月 20 日浜松市条例第 76 号）第 1 条に規定する日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）とする。

イ 提出書類

書 類	書 式	提出部数
参加意向申出書	様式 1 - 1	1 部（紙）
資格調書	様式 1 - 2	1 部（紙）、電子データ
提案書（一次審査用）	様式 2	1 部（紙）、電子データ

ウ 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

（郵送の場合は、封筒に「参加意向申出書在中」と朱書きの上、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。）

オ その他 紙の提出書類は、様式 1 - 1 から 2 及び様式 2 をステープラ（ホッチキス等）でとめること。

電子データは PDF 形式とし、ラベルに申出者名を記載した電子媒体（CD-R）1 枚に格納して提出すること。なお、格納した電子データへの押印は不要とする。

(2) 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加意向申出書の提出期日とする。

(3) 提案提出要請者の選定

参加資格を有する者の中から、一次審査により提案書（二次審査用）の提出を要請する者を5者選定する。参加資格を有する者が5者に満たない場合は、参加資格を有する者全者に提案書（二次審査用）の提出を要請する。

(4) 参加資格が認められなかった者への理由説明

参加資格が認められなかった者へは、その理由を付して通知する。

(5) 提案提出要請の通知

参加資格が認められた者へは、提案書（二次審査用）の提出要請の有無を通知する。

(6) 提案書（二次審査用）の提出を要請されなかった者は、市に対し、一次審査評価結果の公開を申し出ることができる。この場合、申出者の評価結果のみ公開する。

その他、一次審査の結果に関する問い合わせ及び異議の申し立ては一切受け付けない。

(7) 提案書（二次審査用）の提出を要請された者以外の者は、本プロポーザルに係る提案書（二次審査用）の提出を行うことができないものとする。

(8) 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

(9) 現場説明会

現場説明会は開催しない。

ただし、建設予定地及び既存病院は本市に連絡の上、見学することができる。この場合、必要最低限の人数とし、施設利用者や職員等への聞き取り調査は認めない。

8 提案書（二次審査用）の提出

(1) 提出期日 平成30年12月25日（火）午後5時

(2) 提出書類

書 類	書 式	提出部数
提案書（表紙）	様式3	正本1部（紙）
提案書（課題）	様式4-1～4	正本1部（紙）、副本10部（紙） 電子データ
提案書（VE）	様式5	正本1部（紙）、副本10部（紙） 電子データ
提案書（概算事業費）	様式6	正本1部（紙）、電子データ

(3) 提出場所 浜松市健康福祉部病院管理課

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

（郵送の場合は、封筒に「提案書在中」と朱書きの上、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。）

(5) そ の 他 正本は、様式3、様式4-1から4、様式5及び様式6をステープラ（ホッチキス等）でとめること。

副本は、様式4-1から4及び様式5をステープラ（ホッチキス等）でとめること。

電子データはPDF形式とし、ラベルに申出者名を記載した電子媒体（CD-R）1枚に格納して提出すること。

9 書類及び資料の閲覧等

(1) 次に掲げる書類（以下「提案条件等」という。）は、以下により閲覧させ又は公開する。

ア 提案条件等一覧

1	浜松医療センター新病院整備事業施工予定者選定プロポーザル提案条件
2	浜松医療センター新病院整備事業施工予定者選定プロポーザル審査基準
3	浜松医療センター新病院整備事業設計協力業務委託契約書（案）
4	浜松医療センター新病院整備事業設計協力業務委託仕様書（案）
5	浜松医療センター新病院整備事業設計協力業務委託基本協定書（案）

イ 閲覧及び公開期間 平成30年10月5日（金）から平成30年12月25日（火）まで（閲覧の場合は、浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

ウ 閲覧場所 浜松市健康福祉部病院管理課

エ 公開場所 浜松市ホームページ

(2) 参加意向申出書を提出した者に、次に掲げる資料を格納したCD-Rを以下により貸し出す。

ア 貸出資料

1	浜松医療センター新病院整備事業基本設計図書（修正図）
2	浜松医療センター新病院整備事業基本設計図書（修正前）
3	地質調査報告書

イ 交付期間 平成30年10月9日（火）から平成30年11月9日（金）まで（浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

ウ 返却期日 平成30年12月25日（火）午後5時

エ 交付及び返却場所 浜松市健康福祉部病院管理課

10 本プロポーザルに関する質問

(1) 質問方法 質問は質疑応答書（様式7）により電子メールにて提出すること。

また、電子メール送信後、担当部署あて質疑応答書を提出した旨電話連絡すること。

軽易な内容であっても電話等での質問は受け付けない。

(2) 質問範囲 本公告（関係資料を含む。以下同じ。）の細部説明及び補足的なものに限る。

(3) 受付期間 平成30年10月9日（火）から平成30年12月14日（金）午後5時まで

(4) 回答方法 浜松市ホームページにて質問及び回答を随時公開する。

(5) その他 平成30年11月9日（金）以後は、提案提出要請者以外の者からの質問は受け付けない。

また、質問の内容により、全ての質問に回答するとは限らない。

1.1 提案の改善

(1) 次のいずれかに該当する場合、提案を改善することができる。

ア 提案内容について、市が内容を確認した上で改善を求め、提案提出者が改善提案書提出期日までに改善提案書を提出した場合。

イ 提案内容について、提案提出者が自ら改善提案書提出期日までに改善提案書を提出した場合。

(2) 改善提案書の提出は次による。

ア 提出期日 平成 31 年 2 月 12 日（火）午後 5 時

イ 提出場所及び提出方法、提出部数は本公告「8 提案書（二次審査用）の提出」と同様とする。

ウ その他 改善提案の提出は 1 回のみとする。

改善提案書は修正した箇所のみでよいものとする。

1.2 技術対話

次により提案に関する技術対話を実施する。

(1) 目的

ア 提案の不明点に対する確認

イ 要求要件や施工条件を満たさない事項があると思われる提案についての内容確認

(2) 実施時期 平成 31 年 1 月中旬

(3) 出席者 提案内容を十分理解し説明できる者。ただし、提案提出者と直接的かつ恒常的に雇用関係にある者に限る。

(4) 技術対話結果の通知 提案の改善要請について通知する。

(5) 実施場所及び各提案者の実施日時等は各提案者あて別途通知する。

1.3 提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング

次により提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施時期 平成 31 年 2 月下旬

(2) 出席者 提案内容を十分理解し説明できる者 3 名以内。ただし、提案提出者と直接的かつ恒常的に雇用関係にある者に限る。

(3) その他 プレゼンテーションは提出された提案書のみで行うこと。

（提案書の全部又は一部を拡大したパネル等の持ち込みは可とする。）

提案者を特定することができる内容（社名、ロゴマーク、特許工法名等）を明示しないこと。

実施場所及び各提案者の実施日時等は各提案者あて別途通知する。

1.4 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期日に適合しないもの。

(2) 本公告に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの。

(5) 本公告に定める以外の方法により、委員等又は担当部署等関係者に本プロポーザルに対する援助等を直接的又は間接的に求めた場合。

1.5 施工予定者の特定

(1) 審査基準

提案は、「浜松医療センター新病院整備事業施工予定者選定プロポーザル審査基準」に基づき審査する。

(2) 審査結果の通知

施工予定者を特定したときは、特定された者（以下「特定者」という。）を含めた提案提出要請者に通知する。

(3) 特定者とならなかった者は、市に対し、二次審査評価結果の公開を申し出ることができる。この場合、申出者の評価結果のみ公開する。

その他、二次審査の結果に関する問い合わせ及び異議の申し立ては一切受け付けない。

1.6 契約に関する協議

(1) 本プロポーザル終了後、本公告「9 書類及び資料の閲覧等」に示す仕様書（案）及び契約書（案）に基づき、特定者と本公告「2 予定業務概要」(1)に示す業務委託の契約について協議する。

(2) 前項の契約に併せて、本市と施工予定者の間で本公告「9 書類及び資料の閲覧等」に示す協定を締結するものとする。

1.7 共同企業体の結成

施工予定者は、契約後設計協力業務完了までの間に、代表構成員として工事に関する共同企業体を結成するものとする。

(1) 構成員が満たす要件

ア 本公告「4 参加資格に関する事項」のうち、(2)及び(3)、(5)から(8)の全ての要件を満たす者であること。

イ 本公告「5 参加の制限」のいずれにも該当しない者であること。

(2) 構成員の数

2者又は3者（代表構成員を含む。）

(3) 出資比率

ア 代表構成員 50%超

イ 他の構成員合計 30%以上

1.8 工事請負契約

(1) 施工予定者は、実施設計完了後、工事費見積書を提出し、本市と工事請負契約に関する施工条件、価格等について交渉する。

(2) 交渉が成立した場合、工事請負契約に関する手続をする。

(3) 交渉が不成立の場合、次順位の者を施工予定者として工事請負契約に関する施工条件、価格等について交渉する。

1.9 その他

(1) 経費負担

本プロポーザル応募に係る経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提案書の取り扱い

ア 提出された提案書は、施工予定者を特定する以外に、提案者に無断で使用しないものとする。

イ 各参加者の名称及び提案書、評価内容は公開しないものとする。

ウ 提出された書類は、施工予定者を特定するために必要な範囲で複製を作成することがある。

エ 提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

オ 提案書作成のために本市で作成した資料は、本市の了解なく使用することはできない。

カ 提出された書類は返却しない。

(3) 情報公開への対応

情報公開請求があった場合には、個人情報、法人の正当な利益を害する情報を除き、特定者の名称及び評価点、その他の者の評価点（名称は除く。）に限り公開する。

(4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(5) 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続き期間中に参加資格を喪失した場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、特定者として選定されている場合は、次順位の者と手続を行うものとする。